

平成30年 9月 6日
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

[記者発表資料]

平成30年度 災害時等の協力業者(道路部門)
を追加募集します

～災害発生時等における迅速な対応を図るために～

「目的」

国土交通省熊本河川国道事務所では、災害発生時および異常気象時における迅速な状況把握や円滑かつ的確な災害復旧等を図るために、下記の部門において協力いただける業者を追加募集します。

記

1. 募集部門

(1) 道路部門

2. 募集期間

平成30年9月6日(木)から平成30年10月9日(火)

3. 公告場所

①熊本河川国道事務所内掲示板 : 熊本市東区西原1丁目12番1号

②熊本河川国道事務所ホームページ : <http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/>

《問い合わせ先》

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

TEL : 096-382-1111 (代表)

【道路部門】

道路管理第二課長

すわその
諏訪 菌

和彦 (内線441)

災害時協力会社公募概要

1) 目的

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者、測量・設計業者等の方々の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

国土交通省熊本河川国道事務所では、災害時における建設業者、測量・設計業者等の協力を得るため、熊本河川国道事務所管内で一定の参加資格を有する会社を広く公募し、既に平成30年度の協定を締結しておりますが、今回、新たな管理区間として、2018年度に開通予定の九州横断自動車道延岡線（小池高山 IC ～北中島 IC(仮称) 間）が追加されるため、これに先立ち追加公募を行うものです。

2) 公募の内容

1) 公募業者数

1. 道路部門(追加) … 2社程度

2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 期間

平成30年9月6日(木)～平成30年10月5日(金)
土曜、日曜祝祭日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 場所

〒861-8029 熊本市東区西原1丁目12番1号
国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
道路管理第二課(3F): 道路部門

③ 方法

手渡しにより、電子媒体(CD)で交付する

3) 技術資料提出期間

平成30年9月6日(金)～平成30年10月9日(火) 17時00分まで

※詳細は、公告をご覧ください。

公 告

熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定の締結(追加公募)

次のとおり公告します。

平成30年 9月 6日

国土交通省 九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 鈴木 学

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、熊本河川国道事務所（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることにより、緊急時の点検・調査・測量・設計・航空写真撮影及び応急復旧工事、公物管理を行う上で必要な緊急作業等（地震等に伴う巡回、雪寒対策、疫病等の拡散防止対策など）を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

今回、新たな管理区間として、2018年度に開通予定の九州横断自動車道延岡線（小池高山IC～北中島IC(仮称)間）が追加されるため、これに先立ち公募を行うものである。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

今回の公募対象は、「工事分野（道路部門）」とし、公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

なお、本協定の締結は分野・協定対象区域毎に行い、他の分野・協定対象区域と重複することはできない。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

【工事分野】

対象部門	協定対象区域	H30年度協定企業数	今回追加する協定企業数
道路	熊本維持出張所管内	9社	2社程度

※本協定で各企業と締結する協定区間は、別紙－1～2で示すと通りの区間（出張所毎の基本協定区間を番号で表示）を予定している。

別紙－1 道路部門協定区間一覧

別紙－2 道路部門協定区間位置図

①補足説明

道路部門で協定を締結した企業は、災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動等についての出動要請をする場合がある。

(3) 今回追加する協定企業の協定期間

九州横断自動車道延岡線

(小池高山 IC～北中島 IC(仮称)間) 開通日(未定)～平成31年 3月31日

(4) 協定を締結する企業の特定

1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。

本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。

2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

①本店及び工事基地の所在地

②災害を想定した簡易な施工計画

③有資格技術者数等

④対象部門の企業としての工事实績

⑤資機材等の調達能力

⑥災害協定等の実績

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象区域毎(又は基本協定区間毎)に協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

なお、締結する基本協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。

4) 特定の協定対象区域又は基本協定区間に希望が集中する等、協定対象企業数に過不足が生じた場合は、技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。

調整とは、希望する協定対象区域又は基本協定区間以外での協定を締結する場合や、協定対象区域内において複数区間の協定を締結する場合とする。

5) 「2. 参加資格要件」を満たした者の内から、1.(4)3)の評価に応じ協定対象区域全体を範囲とした協定の締結を行うことがある。

(5) 本協定締結後の工事等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が工事等の実施が必要と判断した場合は、当事務所は対象となる区間の協定を締結した企業(以下「協定企業」という。)に対して、必要となる工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 1)に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区間の協定企業に工事等を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業の詳細を得て、必要となる工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、工事は行わない。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 当事務所の直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定区域 熊本維持10, 11（小池高山IC、上野IC（仮称）、北中島IC（仮称）の各ICのいずれか）へ、配置予定技術者が一般道路を利用して概ね30分以内に到着できる体制を確保できること。
- (6) 直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合に備え、人材等の体制が確保できること。
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。
なお、認定されていない者は、当該協定を無効とする。
- (8) 建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が熊本県内に所在すること。
- (9) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。
- (10) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (11) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度の一般土木工事に係るC等級の一般競争（指名競争）参加資格が認定されていること。なお、平成31年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-8029

熊本市東区西原1丁目12-1

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

担当：道路管理第二課長 及び 専門員

電話 096-382-1215

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 平成30年9月6日（木）から平成30年10月5日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所： 道路管理第二課 内
- ③ 交付方法： 手渡しにより、電子媒体(CD)で交付する。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成30年9月6日（木）から平成30年10月9日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記3.(2) ②に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等により提出する。
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。

4 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

「別紙－１」

H30熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定区間一覧（道路部門）

出張所名	区間番号	基本協定区間	延長(km)	
阿蘇国道維持	1	57号 48k993 ~ 61k200	12k215	
	2-1	57号 61k200 ~ 71k440	10k258	
	2-2	57号 71k440 ~ 81k100	9k691	
	3	57号 81k100 ~ 90k685	9k598	
	4	57号 90k685 ~ 100k724	10k039	
熊本維持	1	3号 179K139 ~ 191k100	11k421	
	2	3号 191k100 ~ 202k000	11k161	
	3	3号 202k000 ~ 208k500	6k509	
	4	3号 208k500 ~ 215k905	7k181	
	5	3号 [熊本北B・P]	7k600	
	6	57号 100k724 ~ 106k745	5k959	
	7	57号 106k745 ~ 116k540	9k788	
	8	57号 124k989 ~ 139k200	14k212	
	9	57号 139k200 ~ 153k180	13k982	
	(追加)	10	横断道 0k900 ~ 9k900	9k000
	(追加)	11	横断道 9k900 ~ 12k600	2k700
山鹿維持	1	3号 145K578 ~ 161k500	15k902	
	2	3号 161k500 ~ 170k600	9k106	
	3	3号 170k600 ~ 179k139	8k582	
	4	3号 [植木B・P] 供用部のみ 208号 0K200 ~ 12k000	2k300 11k800	
	5	208号 12k000 ~ 20k200 [玉名B・P]	8k200 8k500	
	6	208号 20k200 ~ 31k900	11k700	
八代維持	1-1	3号 215K905 ~ 220k657	4k754	
	1-2	3号 220k657 ~ 230k120	9k462	
	2	3号 230k120 ~ 247k850	17k761	
	3	3号 247K850 ~ 256k400	8k508	
	4	3号 256k400 ~ 266k540	10k144	
	5	3号 266K540 ~ 286K357	19K764	
	6	南九州道 11k700 ~ 28K500	16K800	
	7	南九州道 28k500 ~ 36k200	7K700	

H30災害時等応急対策に関する基本協定区間(道路部門)位置図

